

令和6年第1回（1月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和6年1月29日 開会

令和6年1月29日 閉会

西伊豆町議会

令和6年第1回（1月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号（1月29日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
○職務のため出席した者	4
○開会宣告	5
○開議宣告	5
○議事日程説明	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○動議の提出	23
○議案第2号の修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○閉会宣告	29
○署名議員	30

西伊豆町告示第2号

令和6年第1回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年1月23日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和6年1月29日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案について
- (2) 令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（10名）

1 番 松 田 貴 宏 君

2 番 浅 賀 元 希 君

3 番 仲 田 慶 枝 君

4 番 堤 豊 君

5 番 芹 澤 孝 君

6 番 高 橋 敬 治 君

7 番 山 田 厚 司 君

8 番 西 島 繁 樹 君

9 番 堤 和 夫 君

10 番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和6年第1回（1月）臨時町議会

（第1日 1月29日）

令和6年第1回（1月）西伊豆町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和6年1月29日（月）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1号 西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案について

日程第 4 議案第 2号 令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	松田貴宏君	2番	浅賀元希君
3番	仲田慶枝君	4番	堤豊君
5番	芹澤孝君	6番	高橋敬治君
7番	山田厚司君	8番	西島繁樹君
9番	堤和夫君	10番	増山勇君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野淨晋君	副町長	高木光一君
教育長	鈴木秀輝君	総務課長	白石洋巳君
まちづくり課長	長島司君	健康福祉課長	渡邊貴浩君
教育委員会 事務局長	真野隆弘君		

職務のため出席した者

議会事務局長 佐野浩正 書記 堤浩之

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回西伊豆町議会臨時議会を開会します。

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 直ちに本日の会議を開きます。

申し上げます。

質問、答弁は的確にわかりやすく、要領よく行ってください。また、発言される方は、マイクのランプがついたことを確認後、マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに、固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程及び本臨時会に、地方自治法第121条の規定により、出席を求めました者の名簿は御手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堤 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則、議会規則第126条の規定により、

10番 増田 勇 君、

1番 松田 貴宏 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（堤 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、議案第1号、西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第1号は、西伊豆町課設置条例の一部を改正する条例案についてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。それでは、議案第1号、西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案についてを説明いたします。

12月26日開催の議会全員協議会においても説明いたしました但今回の案件は、令和6年4月1日から機構改革を予定しており、西伊豆町課等設置条例の一部を改正したいものでございます。

お手元に配付しました議案第1号資料をご覧ください。業務量の増大に伴い、業務の平準化等も考慮し、まちづくり課をまちづくり戦略課と産業振興課の2課にします。まちづくり戦略課は、現行の企画調整係まちづくり戦略係の業務を産業振興課は、現行の観光商工係ふるさと納税係の業務及び現在の産業建設課の事務分掌である農林水産係に関連する業務を行います。一次産業の振興は、関連部署との連携により相乗効果が生まれるため、一つの部署

に集約し特化させたいものでございます。産業建設課は、課名を建設課に変更し、現行の建設係と地籍調査係の業務を行います。その他の課局については変更等はありません。今回予定する機構改革において、全体の課局数は11から12に変更となります。

議案書2ページ、新旧対照表をご覧ください。第1条の町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課等を置くとして、現行のまちづくり課を改正案では、まちづくり戦略課と産業振興課に、現行の産業建設課を改正案では建設課に改めたいものでございます。

1ページをご覧ください。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑は全般にわたり、ページを指して質疑してください。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。全員協議会のときにも説明があってお伺いしたんですけれども、来年、仁科川のファブリダムやあとそれから月原の残土処分場、あと毎回続いている林道整備などでどうしてもやっぱり農林水産係、建設係連携しなければうまくいかない事業が予算の規模的にも結構大きなものが来年度もあると思うんですけれども、今回そこと、建設係、農林水産係、離してしまう。その辺のあたりはどのように考えてますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 維持補修的なものは、建設課の方であったりとかですね、全然もう二つに分けても連携がとれないということではなくて、連携の上で事業量も多くなってきましたもんで業務を行っていくような格好で考えております。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） そうなると、じゃあ観光商工ふるさと納税と産業建設別の課であっても、連携とっていけばいいだけの話であって、またここ変えなくてもいいのかなって気もしてくるんですけども。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 先ほど言いましたように一次産業と三次産業の連携とかですね、部分をもっと特化してやっていくという意味もあって、今回このような機構改革を予定しております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回の松田議員の質問にもちょっと関連するかも分かりませんが、今回の課の分散によってどういう配置をするかというところをまず聞かしてください。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） えっとですね、建設課のほうは現行の住民防災センター、あとですね、まちづくり戦略課のほうはですね、今総務課のほうのフロアがありますけども総務課のほうの横です。産業振興課は現行のまちづくり課のほうのフロアに入るような格好を考えております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 狭いスペースをね、使ってやってくってことですけども関連質問になるかも分かりませんが現在、宇久須の住民防災センターですねこれの2階、これが非常にその有効活用という面では稀薄であると。財産区の議会を開催する年3回程度ですか。これには使っているという話は聞いてますけども、それ以外については全く今要は倉庫状態、物置状態っていうことだと思うんですけども、ここを住民防災センターをこれから活用していくという計画っていうのはないのでしょうか。なぜこういう質問するかっていうと、一般質問でもやりましたけども、要は合併によって本来は支所、出張所、こういうものはなくしていく、しかし、町長の答弁は住民のいろんな利便性を考えれば継続せざるを得ないところがあると、サービスの低下につながるんでという答弁でした。それであるならば、それを継続するならば住民防災センターをもう少し有効に使う、例えば今回の課の配置にしても、今松田議員からもありましたように例えば農林水産係等はですね、この2階持ってくるという案も考えられるものでそういう質問してます。答弁願います。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 今現在の住民防災センターの2階につきましては、防災の宇久須支部で地震津波のときはですね、賀茂小学校のほうへと詰めるんですけども、大雨とかの場合の詰める場所とかと住民の避難場所としては使用しては使ってますけども、今現在その2階部分に事務所を新たににつくってということは考えてはおりません。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） いや事務所を新たにじゃなくて、課の配置で課をそちらへ持ってくるという考え方はできませんかという質問です。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） 住民防災センターのほうには新たな課を持つていくような考えは現在のところはありません。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 町のホームページを見るとね、あれですか。まちづくり課のところを見ると、企画調整係、観光商工係、ふるさと納税係、そしてまちづくり戦略係ってなってるんですよ。しかしですね、ほかの係をですね担当内容が明確に書いてあるわけですね。しかし、そのまちづくり戦略係については担当内容が空白になってるわけですよ。そういうところの係についてネーミングとして今回まちづくり戦略係としたっていうことはね、どういふことなのかと、ネーミングとしてはちょっといまいちまちづくり課というものの存在価値っていうのがなくなる、なくなるっていうことはないだろうけど何であんまり力が入ってなかったところの名前をつけたのかということなんですけども。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） まちづくり戦略課というところは力が入ってないじゃなくて新たに、令和5年度からまちづくり戦略係を設けましたけども大いに力が入ってる部分ですので、今回まちづくり戦略課という課をつくったという次第でございます。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 大いに力が入ってるっていう戦略係にね、何でそこが、仕事の担当内容がね、空欄になってるんですかホームページの。実際まちづくり戦略課って何やってたの。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） まちづくり戦略係でございますけれども昨年からできた係でございます。もともと今の行政、役場の仕事です。ね一つの課一つの係がですね中心となってやるというよりは、例えば森と海の6次産業化の事業なんかそうなんですけれども、横断的にとりかからなければならぬ、その事業自体が例えば、企画であったりとか農林であったりとかあとは防災教育その他もろもろの担当の係がですね、一緒になってやらなければ事業が進んでいけないというようなものが多くなってまいりましたので、このまちづくり戦略係が中心となってそこをですね、事業を進めているというような状況でございます。ほかの係と違ってですね、固有事務というかこれをやらなければならぬというものの特にございませんので、そのところは空欄になっているということでございますけれども、実際

のところは先ほどお話ししたとおり、横断的なものをですね、中心となって進めているというところがございますので、その辺でご理解を頂ければと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 人員の配置についてお伺いします。今までどおりの人員がですね新しくなっても、ふるさと納税係が納税係、産業振興課のほうですね。まちづくり戦略係がまちづくり戦略課、企画調整がまちづくり戦略課、観光商工が産業振興課、この旧係名の人数配置がそのまま新しい課の人数配置のほうに移行するのかお伺いします。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 人数についてはまだ人事が終わっておりませんのでここで明確にお答えすることはできません。なかなかですね、一応西伊豆町はこの下田賀茂郡下の中ではまだ採用の試験を受けてくださる方も多いですし、来年もできれば3人新たに迎えたいなというふうには思っておりますけれども迎えると同時に退職される方も当然いらっしゃいますので、少ない人数のやりくりで何とか業務に支障がないようにという工夫はしたいというふうには思います。ただ人事についてはまだ終わっていないので、人数については大変申し訳ないんですけどもお答えはできません。ただ足りない部分については、会計年度任用職員さんなどを採用して、ことには当たりたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 分かりました。町長、新しくまちづくり戦略課ということで、まちづくり戦略係は昨年からまちづくり課長がおっしゃったとおりでできたわけですが、この辺まちづくり課をまちづくり戦略課というふうに課の名称も違って来ますので、まちづくり戦略係には今の人数にプラス数名というような、そこを重視していくこのような考えはお持ちでございせんか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 増員するほどの人員的余裕があればそういったこともしたいというふうに思うんですけども、なかなかそういうことはできませんので、課を設置することによって課の中の手助けが行える状況もつくればというふうに思っております。まちづくり戦略課のほうには、企画調整係も入ってきますので、来年は総合計画の見直しがあったりとかそういうこともありますので町の総合計画に沿って実際に行政が運営されているのか、またそこに掲げた目標を達成するために、各課や係が動いているのかということですね、戦略

係が横断的に目を光らせながら事業を行うということも有益かなというふうに思っておりますので、所管するものは確かにこれですというものは持っておりませんが、うまく横串が刺さるような組織にはしたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に原案に反対の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 一次産業と三次産業の連携より今は目の前の課題であるファブリダムやそれに関わる青地の見直し、そして林道整備を進めるためにこのタイミングでの機構改革には反対します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

議案第 1 号、西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第 1 号は、西伊豆町課等設置条例の一部を改正する条例案の原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第2号は令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（白石洋巳君） はい。それでは議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。

今回の補正は歳入歳出予算総額にそれぞれ3,182万5,000円を追加し、それぞれの金額を81億2,653万1,000円としたいものでございます。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。14款国庫支出金2項国庫補助金ともに22万円。18款繰入金1項繰入金ともに3,160万5,000円。歳入合計に3,182万5,000円を追加し、81億2,653万1,000円としたいものです。歳出です。款、項、補正額の順に朗読します。3款民生費1項社会福祉費ともに22万円。6款商工費1項商工費ともに3,066万円。9款教育費94万5,000円。2項小学校費47万5,000円。6項保健体育費47万円。歳出合計に3,182万5,000円を追加し、81億2,653万1,000円としたいものでございます。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書1総括歳入です。これにつきましては、先ほど説明しました第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので、省略させていただきます。次に歳出です。これにつきましても、第1表と同様ですが補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。2歳入です。14款2項1目総務費国庫補助金22万円。重点支援地方交付金として、住民税均等割世帯への給付に伴うシステム改修費として、全額国庫補助となります。18款1項1目財政調整基金繰入金3,160万5,000円財源不足調整分として計上しています。

5ページをお願いします。3歳出です。3款1項8目価格高騰緊急支援給付金事業費22万

円、住民税均等割世帯への給付に伴うシステム改修費となります。6款1項3目観光費3,066万円のうち8節旅費66万円。4月20日、21日に開催される沖縄国際映画祭に出席するため、事前予約をすることにより早期割引対象のための航空券購入費となります。20節貸付金2,000万円、詳細については以前開催の議会全員協議会において説明しましたように町内の宿泊施設再建のための貸付金となります。23節投資及び出資金1,000万円。貸付金と同様に、宿泊施設再建のための出資金となります。9款2項6目小学校統合準備費47万5,000円。スクールバスの運行に当たって町でバス停を設置するため、新たにバス停標識柱を購入したいものです。9款6項3目田子給食センター費47万円給食センターの統合に伴い、賀茂給食センターから田子給食センターに食器消毒保管庫を2台移設する予定ですが、食器消毒保管庫は消費電力が大きいためあわせて電気工事も行いたいものでございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） はい。ページを指してですと5ページの商工費観光費のところの名前は言えないどっかなんですけども、そこの登記簿を見るとそこの代表の方って名前住所できて、その名前住所で出てくると別の会社がまた見えまして、そこの会社どっかで古いホテル買い取ってやってんだな、素人じゃないんだなと思ったんですけど、さて担当してるまちづくり課長とかに休憩時間中にその会社どんな会社って言ったら全然知らないっていう感じで、名前も初めて聞いたみたいな感じで、さて町の大事なお金貸すのにそんな簡単なことも見てないのかなってのはちょっと不安になったんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） もちろんその会社ですね、確かに登記簿と必要な書類については取得をしまして、いろいろ調査のほうはさせていただきました。ただ今、先ほど休憩時間中というお話がありましたけれども、ちょっとその会社についてはですねすみません、調査しておりませんでしたので、また後ほどですねご回答させていただきたいと思っております。

○議長（堤 豊君） 1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 多分、困ったな、なんて言ったらいいか分かんないな、多分実質的なオーナー企業なんだろうなとは思ってるんですけども、審議終わった後に教えてもらえるということでもよろしいですか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） そのタイミングでもよろしいでしょうか。これからの審議に何か引っかかるということであれば、ちょっと大至急調べますけれどもよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それでは今朝ほど配られた資料に関してちょっとお伺いします。要綱の関係でまず1点目はですね、第2条にあります、2条の5項、担保の徴求のところですけど原則とありますけども、担保を要求しない場合はどのような場合を考えているのでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今回についてはですね、要綱上では原則とするというふうに記載してございますけれども、今回のこの件に関しましては担保は徴求するというようなことで考えております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 要綱ですので、今回云々じゃなくて要綱全体としてですね、今後ほかの企業があったときも同じようなこの要綱に沿って当然実行するかと思いますけども、そういった整備の面でどういったことを考えてこのような文言になったかということをお伺いしてるわけですけども。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 今回、この要綱を設置するに当たりましてですね原則、徴求するというような形で規定してさせていただきましたけども、基本的にはですね今後も発生することに関しましては、徴求するというようなことで進めていきたいと考えております。ただ何かしらの理由、ちょっと理由が今すぐ思い当たらないんですけども、徴求できない場合等があった場合のためにこちらのほうは原則としてという形をとらせていただきましたが、基本的には担保は徴求するというように進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それでは次のですね、第2条の7項のところに、据置き期間これ2年

と限定されておりますけども、これは以内じゃなくて限定っていうことの意味になるのでしょうか。というのはですね、例えば据置きを希望しない場合があります。で、仮にその上の貸付け期間が15年となっておりますよね。2年据置きしてくださいってなると、13年で分けて1年当たりの返済額が増えることとなります。これはだから事業所によって据置きはなしで、15年で均等して返済したいっていう場合もありますけどもこの辺の文言についてお伺いします。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） この資金をですね、貸付金をお借りする申請される企業に関しましては、経営的に大変厳しいであったりとか本当にもう設備投資、運転資金が不足しているというような状況の中で、申請のほうをしてくるというようなことが予想されます。ですので2年以内ということの書き方もあるかもしれませんが、今回は据置き2年間ということで規定をさせていただきその申請される企業の方がですね、大変にならないようにどうか、そういうちょっと配慮もありそういう規定のほうをさせていただきました。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 説明のほう分かりましたけども、納得そのものは私自身はできません。続いて3点目ですけども、第4条のですね貸付け決定のところ町長は前条の申請のあったときは、その内容を精査しておりますけども具体的にこれはどのような方がこの中身の精査をするのでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 当然町当局とですね、町長それから副町長等もございまして、あとはそのほか関係される方、商工会であったりとかあと町の顧問弁護士さんなんかも通じてですね、いろいろ審議のほうをしていきたいと考えております。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今の答弁で気になったことがありますけども、例えば商工会とかっていう文言出てきましたけども、やはりこれ個人情報的な取扱いになると思いますので、そういった機関の方をですね、入れることはどうかなと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 当然個人情報取扱いに注意しなければならないので、商工会で相談できるものという意味で話をさせていただきました。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 説明を受けたかもしれないんですけど、ちょっと忘れたんでもう一度確認したいんですけどこの継続支援金ですね、この総額ってのは全部で全額幾らなのか。それと支援金を出す各団体は幾つあるのか、各団体で幾らなのか。その継続支援金は何に使われるの。そしてその次の運営資金ですね、それについてはまた何に使われるのか。この4点お願いします。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 継続支援金につきましては要綱では3,000万以内ということ書かれておりますけれども、今回補正予算では2,000万円ということになっておりまして、こちらは1企業を現在想定をしておりますが、運転資金として使うということで今回ような要綱を作成し補正予算を計上させていただいたというものでございます。これで一応3点よろしいでしょうか。それともう1点なんですけれども、4つ目の質問は、運営出資金の話でよろしいでしょうか。今回、運営出資金を1,000万円計上させていただきましたけれども、こちらは全協のときにお話をさせていただいたとおり、出資をすることによってですね、株式を取得することができます。現在、株のほうがですね10万株ございまして、今回西伊豆町が1,000万円を出すと1株が500円になりますので2万株を取得することができます。それによって12万株になるんですけれどもそこでですね、なぜ出資をし、株を取得するかということになるんですが、町が株主になることによりまして、現在株を保有している方との株主間契約が締結をできるようになります。株主間契約ってのはどういうものかっていうことなんですけれども、契約の相手方が保有する株式の全部または一部を第三者にですね、譲渡する場合に譲渡の相手方の氏名または名称それから1株当たりの譲渡金価格それから、譲渡予定日などを町に対して通知して、事前に同意を得なければならないといった契約となっております。町がですね、同意しない場合には町は同条件で株を購入することもできるという契約の内容になっておりまして、相手方はそれに応じなければならないという規定を設けてございます。ですので、譲渡する先がですねこの前全協でお話をしたような場所にならないように株主間契約によってですね、それを阻止というかできるということになりますので、出資のほうに1,000万円充当したということになっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 総額のちょっと意味合いが違う、受け取り方が違ったんで総額ってだからホテルに対してね、いや各団体っていうか金融機関が出資したのがね、その総額は幾ら

なのか、またその金融機関は幾つあってそれぞれ幾らずつ出資したのか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 全協でお話したかもしれませんが、公的な金融機関があると思います。そちらが金額については申し上げることができませんけれども、そちらが出資をされてそちらは設備投資に関する融資ということになるかと思います。それに合わせて町が今回補正予算で計上した2,000万円を追加で運転資金として融資するという事になっております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） だから出資した金融機関も言えないわけ、金額言えない何で言えないわけ、総額集まった金額と出資した金融機関、何で言えないわけ。それを聞きたいんだけど。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） こちらが把握してないわけではなくて個人情報に関わってくる問題ですから、私たちがあまり公のところで金額や名前ということは出すことができないのかなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 朝渡された資料の件ですね、内容に関しては質問は受け付けられないということでしたので、内容ではなくてちょっと時間がなかったので調べられなかったんですけど、1番最初の渡された資料にあるですね、大江・田中・大宅法律事務所の弁護士の 大宅達郎さんかな、というふうなことで資料が出されておるんですがこれは観光施設側からの法律事務所の関係の資料が出てきたと考えてよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。前回全協のときに説明をさせていただきまして西伊豆町としてはですね、どうしても観光の目玉の堂ヶ島の1等地、しかも三四郎島の目の前でございますのでここがやたらな方に手に入るということはこれはゆゆしき事態でありますので何とか町でございますね、ディフェンスをしたいという思いもありまして、ご相談をさせていただきました。そのときにこの予算案を通過させるためには、皆さんにご理解を頂けるような資料を提供しなければいけないということで、相手先に今の現状と過去の数字から見た回復状況などを示す資料を下さいということで、公にならないのであればこれは出せますということで頂いたものでございますのでそれを参考にさせていただければというふうに思います。町としても、

説明はしたいんですけども今オープンの臨時会の中でございますのでなかなか詳細にわたって先ほども、固有名詞や金額はちょっと出せないというお話をしましたけれども、それをお示しするためには、一応閉じていただいてですね、休憩の時に説明をしろということであれば詳しい聞いてる中身については議員の皆様に関してはできるのかなというふうには判断をしております。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回はですね、ほぼほぼ、この貸付けする事業者ってのがある程度明確になってるということですけども要綱だもんですからね、西伊豆町観光施設っていう格好になってるわけですけども、例えば今までですね貸付けではないですけども、例えば医療関係であればですねこういう給付あるいは支援金という形で給付もしてきました。今後ですね観光事業だけでなくですね多分、公共的なライフラインですかこういうものを維持していく土木建築あるいは、福祉あるいは医療こういう事業者の中で、こういう貸付けが必要になるということは考えられると思うんですけどもそれは今後そういうものが出てきたときには、そのときそのときで判断するというので、今回はもう今出てる事案に特化して要綱をつくったというふうな理解ですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） はい。今回の要綱自体のもともとのベースはガラス作家の方を賀茂村が誘致したときのものがベースになっております。今はこういった事案が発生をしておりますので、確かにある場所に特化したものでは設定はしておりますが、ただそこだけというわけにはいきませんので基本的には従業員さんが多い施設については、観光施設については、これで網羅できるような要綱につくってあります。ですので、この要綱自体も1社だけの要綱ということではありません。議員がおっしゃるようないろいろ介護であったりとかそういった分野も今後発生する可能性はなきにしもあらずかなというふうには思いますが、そこについてはこれは該当しておりませんが、その時々で西伊豆町にとって必ずなければいけない下支えをしなければいけないという案件が出たときには、今度はこの要綱をもとにして、そういったものに対応することも必要かなというふうには思っておりますが、ただそうは言っても何でもかんでも出資をしたりということが出来るわけではありませんので、事前に議員の皆様にもご確認を頂きながら、そういったものの制度設計というものはしていきたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治。

○6番（高橋敬治君） 今の答弁は了解です。もう一つ質問ですけども、5ページの教育費のところですね、この施設修繕費、このところの工事内容がちょっといまいち不明確だったんで、この工事内容を教えてください。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。田子給食センターのですね、消毒保管庫の電源工事ということで、賀茂給食センターからですね、既設の消毒保管機を大田子給食センターのほうに2台移設するというごさいますので、こちらについては消費電力の大きい機械でございまして、個別にブレーカーが必要ということでそこまでの配線、分電盤を1台設置それからブレーカーの設置が2台というような内容になります。以上です。

○議長（堤 豊君） ほかにございせんか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 先ほどあの出資の質問がありましてその答弁でちょっと分からなかったところもあるんですけども、その前にですね、出資となると株券を購入ということで相手方がですね、買戻していただかない限りはそのまま塩漬け状態になるかと思うんですけども、今回の出資についてですね、年数的にはこれ何年ぐらい考えてるとかっていうことはあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） 何年ということを決め込んでということにはございせんけれども、当然私たちはこの企業が黒字化ということになっていくことを望んでおります。最終的に経営が安定してきた際には、私たちが持つ必要はございせんので、そこは自主自社株の買い増しをもし検討されているのであれば町は手放すことがいいのかなというふうに思っておりますので、そこはいつということとは分かりませんが持ち続ける必要がなければ持つ必要はないのかなというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。私が心配してるのはですね、株券でありますので相手方が買い取ってくれない限りは町としては持ち続けられなくなると思います。そういったときにですね、今回1,000万円が先ほど言いましたけども塩漬け状態で、何ら有効活用ができなくなっちゃいます。そんな関係で仮に最悪ですね、ここが再建できなくなった場合には全く補償も株券ですとありません。そういったことで担保も全くとれせんので、私はむしろですね融資

そのものは賛成はできないんですけども出資よりも貸付金にしたほうが、まだその担保ですとかそういったことで債権保全の対策が取れるかと思えますけども、もう一度その債券にしたですね、メリット説明をしていただきたいと思います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これは全協のときにも説明しましたし、今日もまちづくり課長が説明をしましたがけれども、要は第三者のわけの分からないところに売っぱらわれては困るということです。それをディフェンスするためにあえて出資と融資を分けているということで説明をしているかというふうに思いますので、浅賀議員がどこにでもいいから町は手を離して売ってしまえばいいという考えであれば、そういうご発想になるのかもしれませんが、町としてはそれは困るので、ディフェンスができる条件ということで貸付けを1,000万というふうに進めているところでございます。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。出資は分かります。ただ物事は株主になれば当然発信できます。ただその株主総会の中で、先ほど課長の説明の中にですね、既存の株、発行がですね、10万株それから今回西伊豆町の場合は2万株ということで僅か6分の1です、決定権は全くありません。仮に西伊豆町が何を言おうと相手方は株主がですね、反対すれば西伊豆町の意向は当然、反映されません。そういったことで物事だけ十分ならいいんですけども、ディフェンスそのものになるかっていうことは私は懸念しておりますので、そのような質問しましたけれどもいかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） はい。今浅賀議員がおっしゃるとおり、2万株の効力では、効力は発生できないということにはなるわけですけども、それがために今回その株主間契約というものを締結をいたしまして事前にですね、そうした情報を得るもしくは発言ができるというような状況をつくっております。で、あとは株主になるということで、顧問弁護士等とも相談はいたしましたけれども、例えばですねその経営状況がですね常にこう把握できるような状況にもなりますし、今から再建に向けて企業が努力し、進んでいくわけでございますけれどもその状況がどのようなものかというのを常に把握する必要があるそれなりには株主になるということも一つ条件としては必要になってくるものではないかということで考えていきたいと思えます。

○議長（堤 豊君） 質疑中ですが、暫時休憩します。

休憩 午前 10時22分

再開 午前 10時48分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

質疑を続けます。

先ほどの質疑の継続になります。

いかがでしょうか。質疑ありますか。

1番、松田貴宏君。

○1番（松田貴宏君） 名前は知らないんですけどどっかのところなんですけども、よその国に買われては困るっていう話は、説明あったんですけどもその今の実質的な持つてる会社はそういう国とは関わりがなかったり、また先ほどからお話が出てくる変なところを買われたら困るっていう話もありましたけども、そういうところでもない疑ってるわけではないんですけども何しろ私何も情報もらってませんし、課長もね、さっき休憩のときに係長来てたからそんときに教えてもらったような感じで最初聞いたとき全然分からないって感じで、だからその根拠っていうのがちょっと弱いんじゃないかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野浄晋君） どの国の資本に売るか売らないかということについてはお持ちの方が判断することですね。ただ下田など、下田賀茂郡下見ておりますと東もそうですけども大分外資が入ってきているというふうに聞いております。おかげさまで、西伊豆町内のホテルでは今のところそういったもの見当たりませんが、観光の目玉の1等地の三四郎島の目の前がやはり何ですかね、余り望ましくない外資に買われるということは私はそれはとめるべきだというふうに思いますので、こういったもので何とか拒否権が行使できるような物を手に入れることも一つだというふうに思います。じゃないとその先どうなるかということ、ゆゆしき事態になるということのほかを見ればもう明らかでございますので、止められる機会があるのであればとめるという選択を町がすることは私は間違っていないというふうに思います。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 先ほどあの松田議員が指摘された会社名をですね存じ上げ

ていなかったってことなんです、事業再生コンサルティングが何社があるということは承知をしており、なおかつ今代表を務められている方の会社、その事業の名称はですね、存じていたんですけれども今たまたま松田さんがお話をされ、松田議員がお話をされた会社名もちょっと思い浮かばなくて、しっかりとした回答をしなければならないということでお答えをしなかったということでご理解頂きたいと思います。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありますか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 今回のですね貸付金については要綱が出てきましたけども、出資金についてはですね特段要綱等をつくらずに補正予算等で進めていくっていう考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） まちづくり課長。

○まちづくり課長（長島 司君） 出資に関して調べたんですけれども、資産に関しては議会の議決が必要ということで、それは別に出さなければなりません。ただ現金による出資の場合はですね、それは自治法の中で規定されておりますけれども、補正予算を通せばそれが議会の議決っていうか承認に変わるということになっておりますので、今回は補正予算で対応させていただくということになります。ただ株主との経営、株式の総数取引契約書というものをですね別に契約を結びまして、確かに2万株を町のほうに新たに発行するというような締結についてはしていくということで考えております。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） ここマル秘の話でちょっと触れたらまずいのかもかもしれませんが案として、コスト削減の案として、コスト削減の案として正社員退職からアルバイトに切り替えるっていう案が出てますよね、この案の中にね。それでこの予算案が通るかわかりませんが予算案が通った暁にはこれ町としたら出資者になるわけだから、今度意見が言えるわけですね当然、ホテルに。そうするとこういうことを町の住民っていうか町のね、住民の労働条件の悪化、雇用悪化をすぐそういうことは当然申し入れるという必要はあると思うんですけど、どう考えますか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 芹澤議員のおっしゃることもそのとおりでいうふうに思います。正社員からアルバイトなどになればですね当然手取りは減りますので、その方の収入ということに関しては多分マイナスだろうというふうに思います。ただ、企業が生き残るためにはそ

ういったコストカットをしなければ生き残ることはできませんので、逆に株主であればそういったことをしっかりとて経営をなささいというのが株主の立場だろうというふうに思います。ただ逆を言いまして、今回の議案が通らずに再建ができないということになりますと、そもそも事業体自体が転びますのでそもそも雇用環境すらなくなるということになります。皆さんのほうには資料もお配りをさせていただいておりますけれども、こういった施設から私たちは水道料金も含めていろいろな税金も頂いておりますので、それが頂けるというだけでも私はこの出資であったりとか融資に対しては十分見合うものだというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 普通民間の事業者なりねなんなりで出資するって、出資者なら当然そういう考えなるでしょう。しかしねこの公の住民を守るっていう立場にあるね町としたらね、そういう考えはちょっといかなものかと。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） これはですねあくまでもここに書いてあるようにコスト改善のために一時的にそういったことをして経営改善をしますというものです。当然、経営改善がされて収入が安定すれば当然雇用環境も改善されるというふうに思いますので、そのときになりましたら当然、今までとは状況が変わってるんで、バイトの方を正社員として雇ってくれというようなことは申し上げるというふうには思いますけども、今現在はそうではないまだ改善されていない状況でございますので、それを言うのは時期尚早だろうというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

2番、浅賀元希君。

◎動議の提出

○2番（浅賀元希君） 議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）に対する動議を提出いたします。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君から議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第

9号)の修正動議が出されました。

この動議は他の賛成者を必要としないので、動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時13分

◎議案第2号の修正動議の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(堤 豊君) 休憩を解いて再開します。

本案に対しては、2番、浅賀元希君からお手元に配付した修正動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者から趣旨説明を求めます。

2番、浅賀元希君。

[2番 浅賀元希君登壇]

○2番(浅賀元希君) それでは議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算(第9号)に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正内容。

当局提案の補正予算歳入18款1項1目、財政調整基金繰入金で計上されている3,160万5,000円を160万5,000円に減額し、それに伴う6款1項3目観光費で計上されている3,066万円を66万円に減額するものです。

修正理由。

当局の提案する観光施設継続支援貸付金及び観光施設運営出資金について、自治体にとって企業は住民と同様に欠かすことのできないものであり、企業の育成や支援は行政として重要な使命だと思います。しかしながら、支援は助成支援や使用料の減免などに限定して行うべきで、今回提案された融資まで踏み込むべきではないと思います。あくまで企業経営は自己責任であり経営に伴う事業資金融資は金融機関の領域だと思います。仮に行政が融資を行う場合には、徹底的に融資先企業の経営状況の精査と、融資効果を検証するとともに、しっかりとした債権保全対策が必要であると思います。今回の案件については、金融機関が調査し融資実行に至らなかった案件であるにもかかわらず、綿密な精査を行っていないと思われる

ることや融資を行うための基準整備や議論が不十分だと思われます。企業の経営状況を中身の薄い調査で融資を実行し、こげつきになった場合、住民監査請求の対象になりうると思います。

以上のことから、今回補正予算に計上されております、3,182万5,000円を182万5,000円と減額修正するものです。よって、別紙のとおり修正案を提出します。

次ページをご覧ください。議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）に対する修正案。議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算第9号の一部を次のように修正する。第1条第1項中、3,182万5,000円を182万5,000円に、81億2,653万1,000円を80億9,653万1,000円に改める。第1表歳入歳出補正予算の一部を次のように改める。歳入18款繰入金1款第1項繰入金ともに補正額160万5,000円、計18億7,127万7,000円。歳入合計、補正額182万5,000円、計80億9,653万1,000円。歳出6款商工費1項商工費ともに補正額66万円。計11億4,799万8,000円、歳出合計補正額182万5,000円、計80億9,653円。資料を後ろに添付してありますので、ご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 修正理由の中でですね、こげつきになった場合、住民監査請求の対象になりうるというふうに書かれてますけども、これはどういう根拠があつてこういう記述になつてるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。これはですねタイミング的に教育委員会の関係で昨年、住民監査請求がありましたけども、やはりですね金融に対してはプロが判断して、やっぱり実行すべきであると思うのが考えであります。そんな中でですね、我々つていうか大変失礼ですけども、ある程度金融面では素人判断でですね金融まで踏み込んでやった場合に、住民として物言いがつく懸念があるんじゃないかなということで、ここもあえて書かさせていただきました。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 住民監査請求ですけどもね。これ議会の議決を経た後で使われるとい

うこと、我々が素人あるいは専門家でないという表現使ってますけども、我々は町の財政に関してはずね、最終的なこの権限持ってるわけですよ。ここが判断したものについて住民監査請求するのは少し方向が違うと思うんですけどもその辺はいかがですか。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。若干私の認識違いもあろうかと思えますけども、結果責任っていうことで住民の方がですね、やはりそういったことで訴訟を起こしかねないのかなっていうふうに判断したものですから、ここは書かさせていただきました。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 修正理由のところですね、下から7行目ぐらいから、綿密な精査を行っていないと思われることや融資を行うための基準整備や議論が不十分だと思われます。企業の経営状況を中身の薄い調査で融資を実行し、云々ってなってるんですけども、当局の調査をですね、企業の経営状況を中身の薄い調査というふうに断言しているのは、この辺はどういうところを指摘してこういうふうな文章になったのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） はい。あの今朝方ですねお配りされました経営の資料に関してもですね、あくまでもこれは弁護士事務所からの資料でした。やはり弁護士さんはですね法律的なことは専門家でありますけども、経営指標等を見るためにはやはり会計士ですとか、中小企業診断士、そういった専門家の方が見てやるべきだと思うし、今回特にですね、金融機関においてはノーが出たわけです。金融機関においてはですねやはり金融庁の指導がありまして、相手方企業に対して、ランクづけがあります。そんな中でですねそのランク以下の企業ではないのかなとこれはあくまでも私の推測にすぎませんが、そういった中でより綿密な調査が必要であるのではないかなっていうのは私の考えですけども、そういった綿密な精査がされていないのではないかなとということで思いましたので、そういった文言にさせていただきました。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） この辺は全協なり何なりでいろいろと説明されてきたわけですが、日本政策金融公庫が無担保で7,000万円を出す、これはまだ確定ではないみたいなんですけども、そういうような状況に鑑みますとですね、十分な何ですか経営に対する日本政策金融公庫が無担保で7,000万も出資するという事なんですけども、当然、浅賀議員がおっしゃられる、こち

らでの地元での金融機関がノーだといったこと事態を重く見ておっしゃっておられると思うんですが、この辺、日本政策金融公庫が無担保で7,000万も出資するっていうこのところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 金融機関の判断が分かれてるわけでありまして、私がメインに置いたのはですねやはり、地域の金融機関というのはよりその地域の企業育成という考えが強いかなと思います。そういった企業の中でですね、そういった判断があったっていうことは、先ほどの繰り返しになりますけれどもやはりそのランクづけがですね、若干悪かったのかなっていうふうな認識を思ったものですから先ほど来から申し上げております、より綿密な精査ができていなかったのかなというふうな判断をいたしました。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

2番、浅賀元希君、席にお戻りください。

これより討論を行います。

先に原案に賛成者の発言を許します。

原案です。修正案ではありません。すいません、原案です。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。私は原案に賛成の立場で討論したいと思います。

このホテル自体がですね私の祖父がですね、仁科村を国立公園にして最初に呼んだホテルでございます。仁科村の観光、伊豆の松島と呼び祖父が展開して、このホテルと一緒に現西伊豆町があり、壁には岡本太郎の有形財産である彫刻もございますし、西伊豆町と一緒に観光を歩んできた、こういう意味で重要なホテルと考えております。よって私は当局の案に原案に賛成したいと思います。

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 私は、原案に賛成の立場で討論いたします。

言うまでもなく当町の主要産業は観光で、そして中でもですね堂ヶ島のエリアはその中心地でございます。昨今、観光客の動向を見ておきますと、堂ヶ島園地にとどまらずトンボロのほうまで歩いていくということがとても多く身請けられる状況でございます。ですので西伊豆町の観光としては、ここのエリアは絶対死守しなくてはいけない場所、勘所だと私は考えております。万が一にですね、外国資本などの流入による不適切な利用が行われて景観が損なわれたりとか観光客が入れないとか楽しめないということになるのは、私は本当に避けなければいけないと考えております。あの場所の適正利用、それは必ず確保していかなくてはいけないことと私は考えております。ですので今回、投資につきましてもですね、株主関係契約による拒否権がついているということをお先ほど、確認させていただきました。私先日ですね偶然ではございますが、現代表にお会いしてお話したのですがそうしましたら、彼は絶対トンボロよその手には渡さない、僕は頑張りますって彼は言ってくれたんです。私はもう本当にそのときによかったって思いました。よってここにですね町が介入し、その町の介入が呼び水となって新たな資金を調達でき現所有者が事業を続けられるのであれば1企業の救済という協議で捉えるということなく、町の観光業維持のために私は支出すべきと考えます。以上の理由から修正案に反対、原案に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第2号、令和5年度西伊豆町一般会計補正予算（第9号）についてを採決します。

まず、本案に対する2番、浅賀元希君から提出された修正案を採決します。

この修正案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手2名、反対者の。失礼しました。

賛成者少数であります。

よって、修正案については、否決されました。

○議長（堤 豊君） 次に原案に対する、採決をします。

議案第2号、令和6年度西伊豆町一般会計予算（第9号）は原案のとおり、失礼いたしました。

令和5年度、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて令和6年第1回西伊豆町議会臨時会を閉会します。

皆さんご苦労さまでした。

閉会 午前11時34分